

第50課 物権—担保物権その1（留置権と先取特権）

担保物権の説明に入ろう。これまで説明した4種類の用益物権は、いわば、物を使ったり利用したりする権利であるが、担保物権は、物を債権の担保にしておく権利、つまり、債務の弁済を促すために物を押さえておいたり、弁済されなければ、代わりにその物を売ってしまっ、売り上げから債権を回収したりすることのできる権利である。その意味で、担保物権は、用益物権が主として物の使用価値を把握する権利であるのに対し、物の交換価値を把握する権利であるといえる。民法に規定されている担保物権には、当事者間で契約などの設定行為がなくても、一定の条件が揃うと法律の規定によって当然に発生する担保物権と、債権者と物の権利者との間の設定契約によって発生する担保物権がある。前者を法定担保物権（ほうていたんぽぶっけん）といい、後者を約定担保物権（やくじょうたんぽぶっけん）という。**留置権**（民法第295条以下）と**先取特権**（さきどりとっけん・民法第303条以下）はいずれも法定担保物権であり、質権（民法第342条以下）と抵当権（民法第369条以下）は約定担保物権である。

留置権というのは、ある物を占有している者が、その物に関して発生した債権を持っているときに、その債権の弁済を受けるまで、その物を自分の手元に留めておくこと（「留置」すること）のできる物権である。例えば、時計屋が、修理のために預かった客の時計を、修理が終わっても、修理代金を受け取るまでは、持ち続けておいて返さなくてもよい、という権利である。

先取特権というのは、ある社会的な目的のために一定の状況の中で、ある種の債権について特に優先的な弁済を促す必要がある場合につき、法律が一定の財産につきその債権者に優先的な権利を認めたものである。先取特権は、その種類が多く、分かりにくいものもあるが、典型的な例を挙げてみる。例えば、あまり裕福でない人が、お父さんが亡くなったので、お葬式を葬儀屋さんに頼んだとしよう。葬儀屋さんとしては、頼んだ人が裕福ではないので、お葬式が終わった後にその費用や料金をきちんと支払ってくれるかどうか不安だとすると、お葬式を引き受けないかもしれない。その葬儀屋さんの不安を取り除くために、民法第306条第3号により、葬儀屋さんは、そのお葬式の費用については、頼んだ人の全財産から、仮にその人に他に債権者がいても、その債権者らに優先して、お葬式の代金を受け取ることができるのである。このような権利を認めることによって、間接的な形で、裕福でない人でも相応のお葬式ができるように、民法が配慮をしているのである。

1 重要語句

a 担保物権

「担保」という言葉は、広狭さまざまな意味に使われるので注意が必要である。一般的には、広くあるものごとを確実に実現するために支えとなるような手段や事柄を指し、取引や私法の世界では義務の履行を確実にするための付随的な手段を意味する。担保は、担保物権のように、債務の支払いを促したり確保したりする手段として特定の「物」や特定の財産を使う場合にこれを「物的担保」といい、人の資力を利用する場合、例えば保証人が保証をするなどの場合には、「人的担保」ということがある。注意してほしいのは、担保物権はあくまでも物権であるから、「物に対する権利」であり、人に対する権利ではない、ということである。担保物権を債権者のために設定している人は、必ずしもその債権に対応する債務を負っているわけではない。例えば、AがBに金を貸していて、その債務の担保する目的で、CがAのためにCの家に「抵当権」を設定した場合、AはBが返済をしなかった場合に、Cに「代わりに金を払ってくれ」と要求できるわけではない。Aは「抵当権」という物権をCの家の上に持っているのであって、Cに対して債権を持っているわけではないのである（Cは保証人ではない。しかし、このように、自分の特定の財産を他人の担保として提供している人を「物上保証人」と呼ぶことがあり、本来の「保証人」と混乱しやすいので注意すること）。したがって、AはBが返済しなかった場合、「抵当権」を実行して、Cの家を競売にかけて売却し、その売り上げからBの債務に対応する金額の支払いを受けることができるが、競売をしてみて、売り上げが自分の債権の金額に足りなかった場合、Bには不足分の支払いを引き続き求めることはできるが、Cに不足分の支払いを求めることはもちろんできない。

b 留置権

留置権は、その物に関して生じた債権の弁済を受けるまで、その物を留置しておくというだけの担保物権で、他の担保物権のようにその物を競売にかけた時に、売り上げから優先的に支払いを受ける権利（これを「優先弁済権」という）は留置権にはない。その意味で担保物権の中でも弱い権利である。

c 先取特権

先取特権には様々なものがあるので、民法の条文をよく読むこと。中には登記をしないと第三者に対抗できないものもあるので注意しなければならない。